

このお知らせも持って役場へお越しください。

ご遺族様へ

神河町役場 住民生活課 (34-0962)

届出人 () 様
喪主 () 様

様が亡くなられたことによる手続きは次のとおりです。

落ち着かれましたら(できるだけ14日以内に)、届出人、喪主及び法定相続人の認印、通帳、身分証明書(運転免許証・個人番号カード等)、個人番号がわかるもの、死亡者の基礎年金番号がわかるものを持参のうえ役場本庁 住民生活課 または 神崎支庁舎 へお越しください。

☆下記のことを役場へ返納ください。

- 印鑑登録証(No.)
- 精神障害者保健福祉手帳
- 住民基本台帳カード
- 後期高齢者医療資格確認書
- 個人番号通知カード
- 医療受給者証(移・障・高・乳・母)
- 個人番号カード
- 介護保険証
- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ

※ その他、役場から発行しているもの

《葬祭費について》→ 会葬御礼のはがき(または葬儀証明書原本)と死亡診断書のコピーを持参ください。喪主様の確認をさせていただきます。

※神河町国民健康保険に加入の方は・・・

神河町から喪主の方に葬祭費(5万円)が支給されます。

※兵庫県後期高齢者医療保険に加入の方は・・・

後期高齢者医療広域連合から喪主の方に葬祭費(5万円)が支給されます。

*請求してから支給までに3~4か月かかります。

※社会保険・共済組合等に加入の方は・・・

各事業所・勤務先に確認してください。

《戸籍・住民票の写し等の交付請求について》

住民票関係→本人または同一世帯以外の方が請求する場合は、原則として委任状が必要となります。

戸籍関係→本人、配偶者、直系尊属(父・母・祖父母等)、直系卑属(子・孫・ひ孫等)以外の方が請求する場合は、原則として委任状が必要となります。

《戸籍・住民票の写し等の交付請求時の本人確認について》

個人番号カードまたは運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、その他官公署が発行した免許証または資格証明書等により本人であることを確認します。

☆その他☆

郵便局の簡易保険の対象者の方は、死亡診断書の写し(役場発行分)が必要な場合がありますので、郵便局へ確認してから、証書をご持参ください。

死亡者名義の各金融機関の口座等の解約(相続)にも、戸籍(除籍)謄本や印鑑証明などが必要になりますので、該当する金融機関にお問い合わせください。

次のページもお読みください。

※年金の処理について次のとおり手続きいただきますようお願いいたします。

※請求者が年金事務所へ行けない場合は本人の委任状が必要です。

1 国民年金・厚生年金受給者が亡くなられた場合

①遺族年金が発生しない場合

死亡された月までの未支給請求をしていただきます。

* 手続きに必要なもの

- ・ 印鑑（認印でよい） ・ 年金証書（基礎年金番号がわかるもの）
- ・ 請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本または戸籍抄本
- ・ 請求者名義の預金通帳 ・ マイナンバー確認書類（請求者）
- 〔 ・ 死亡者の住民票除票、請求者（遺族）の世帯全員の住民票 〕
- 〔 ・ 死亡者と別世帯の場合は生計同一証明書 〕

未支給年金は請求してから支給までに3～4か月かかります。

②遺族年金が発生する場合

死亡された月までの未支給請求と遺族年金を請求していただきます。（遺族年金は自分の年金と選択になりますので必ずしも受給できるとは限りません。）

* 手続きに必要なもの

（下記以外にも書類が必要な場合がありますので請求先へお問い合わせください。）

- ・ 印鑑（認印でよい） ・ 年金証書、年金手帳（死亡者・配偶者もあれば）
- ・ 請求者（配偶者）名義の預金通帳 ・ 請求者の戸籍謄本
- ・ マイナンバー確認書類（請求者） ・ 死亡診断書の写し
- 〔 ・ 請求者の所得証明書 〕
- 〔 ・ 死亡者の住民票除票、請求者（配偶者）の世帯全員の住民票 〕

※年金についてのご相談は姫路年金事務所（079-224-6382）へご連絡ください。

2 国民年金の受給までに亡くなられた場合

国民年金第1号被保険者期間の保険料納付済期間が3年以上あれば死亡一時金を請求することができます。

* 手続きに必要なもの

- ・ 印鑑（認印でよい） ・ 年金手帳
- ・ 死亡のわかる戸籍謄本 ・ マイナンバー確認書類（請求者）
- ・ 請求者名義の預金通帳（生計を共にしている第1順位相続人）
- （ ・ 死亡者の住民票除票、遺族（請求者）の世帯全員の住民票 ）

詳細については 役場本庁 住民生活課 国民年金係(0790-34-0962)におたずねください。

3 恩給や共済年金等の受給者が亡くなられた場合

総務省人事・恩給局 恩給相談専用（電話 03-5273-1400）や
受給されている共済年金本部等へ 直接おたずねください。

4 農業者年金について → ※農協で手続きをしてください

①受給者が亡くなられた場合

死亡された月までの未支給請求をしていただきます。

*手続きに必要なもの

- ・印鑑（認印でよい） ・年金証書
- ・死亡のわかる戸籍謄本、請求者の戸籍抄本（死亡者との続柄がわかるもの）
- ・請求者名義の預金通帳（生計を共にしている第1順位相続人）

②年金受給までになくなられた場合

農業者年金被保険者期間にかかる保険料納付済期間が3年以上ある場合に死亡一時金が支給されます。

*手続きに必要なもの

- ・印鑑（認印でよい）
- ・死亡のわかる戸籍謄本、請求者の戸籍抄本（死亡者との続柄がわかるもの）
- ・請求者名義の預金通帳（生計を共にしている第1順位相続人）

詳細については 役場本庁 農林政策課 におたずねください。

電話 0790-34-0960

5 上下水道の所有者・使用者(名義人)が亡くなられた場合

上下水道の所有者・使用者(名義人)が亡くなられた場合は次のような届出が必要になりますので、役場 上下水道課 で手続きをお願いします。

- ・給水装置所有権変更届 ・給水装置使用者変更届
- ・生活排水処理施設所有者使用者変更届
- ・口座振替依頼書（口座名義人が亡くなられた場合）

詳細については 役場本庁 上下水道課 におたずねください。

電話 0790-34-0966

6 ケーブルテレビの代表加入者が亡くなられた場合

ケーブルテレビの代表加入者が亡くなられた場合は、加入契約の変更届出が必要になりますので、ケーブルテレビ局舎（粟賀町624-39）で手続きをお願いします。手続きをされないと・・・

- ① 金融機関の口座が閉鎖されることがあり、利用料が滞納になる場合があります。
- ② 休止・脱退される場合、手続きが完了するまで利用料金は発生したままです。
- ③ 独居で70歳以上の方には減免制度があります。

詳細については 神河町ケーブルテレビネットワーク におたずねください。

電話 0790-32-2752

7 税務課関係について

① 固定資産税について

固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合は、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人代表者の届出をお願いします。後日、税務課から届出用紙をお送りしますので、必要事項をご記入の上、届出をお願いします。

② 住民税について

住民税は、1月1日を基準に前年の所得に応じて課税されます。課税となった場合は、1月2日以降に亡くなられた方でも、住民税を納付していただくこととなります。後日、相続人の方に納税通知書（納付書）をお送りしますので納税をお願いします。

③ 軽自動車税について

原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、農耕作業車などを所有する方が亡くなられた場合、廃車や名義変更の手続きをしてください。なお、原動機付自転車（125cc以下）および小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど）は役場で手続き可能ですが、その他の軽自動車等につきましては、役場では手続きができませんので、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 普通自動車等・・・管轄の陸運支局または業者

神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所

TEL 050-5540-2067

軽自動車・・・管轄の軽自動車協会または業者

軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所

TEL 050-3816-1848

④ 国民健康保険税、介護保険料について

亡くなられた方が、国民健康保険税や介護保険料を納められていた場合、税金もしくは保険料が納めすぎ（還付）となることがあります。対象の方には、後日、税務課より還付のお知らせをお送りします。

⑤ 確定申告について

亡くなられた方でも、確定申告が必要な場合があります。この場合、源泉徴収票が必要ですが、一部の年金については、毎年1月に送付される源泉徴収票が送られてきません。確定申告をされる方は、日本年金機構等へ申出てください。

詳細については 役場本庁 税務課 におたずねください。

電話 0790-34-0961